

邑楽町立邑楽南中学校部活動に係る活動方針

平成31年

邑楽町立邑楽南中学校

1 部活動の目的

学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行い、スポーツや文化に親しみ、学習意欲の向上や責任感・連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等を図る。

また、生徒の心身に無理が生じる行き過ぎた指導にならないようにし、併せて教職員の多忙化軽減を図りながら部活動を運営することとする。

2 適正な休養日の設定

部活動の教育的効果をより高めていくために、生徒の心身の発達段階を考慮し、適切な休養日と活動を時間等を設定する。

(1) 週あたりの休養日の設定

平日に1日と土・日曜日のいずれかは1日は休養日とする。

※中体連の大会参加や大会前日の練習により、やむを得ず土・日曜日に活動する場合は、代替休養日を確保する。

(2) 長期休業中の休養日について

原則的に土・日曜日は休養日とする。また、行事を持たない期間も、原則、部活動は行わない期間とする。(中体連の大会が直前にある場合を除く。)

※大会・コンクール参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する場合は、代替休養日を確保する。大会参加については、事前に管理職に知らせる。

3 活動時間について

合理的でかつ効率的な活動を行い、平日は2時間程度で活動を終えることとする。

休業日(学期中の土・日曜日を含む)は、3時間程度で活動を終えることとする。

※練習試合等で終日の活動となる場合には、生徒の健康管理に十分配慮して、休養時間を適切に設定し、無理のないように活動する。また、代替休養日を適切に確保する。

4 朝練習の実施

生徒の健康状態や活動意欲、学習や家庭学習等を配慮するとともに、指導する教職員の長時間労働の解消についても配慮し、以下の点に留意する。

- ・職員会議等で検討し、教職員間の共通理解を図る。(時間の厳守等)
- ・生徒や家庭との連携を密にし、趣旨や効果について十分理解を図る。
- ・希望者のみとし、部単位で一律、一斉に行わないこととし、安全確保のため、必ず顧問の管理下で行う。(生徒の自発的発想から実施)
- ・放課後の練習時間が十分とれる日は、朝練習を実施しないなど、生徒の健康管理に十分配慮し、学習に支障のないようにする。

5 部活動検討委員会の設置

活動の取組に対する評価改善のため、学校職員、保護者、地域スポーツ関係者、地域文化関係者、地域医療関係者等で組織する「部活動検討委員会」を設置する。【学校評議員会がその機能を担う】検討委員会においては、練習内容や学校と保護者の連携等について情報提供に努め、必要に応じて改善策を検討し、改善を図ることとする。

6 部活動のきまり等については、別の「規定」に定める。

7 本活動方針については、国・県の動向を踏まえ、邑楽町教育委員会と学校が連携を図り定期的に見直しを図るものとする。